

北茨城市民病院ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年 9月 2日

北茨城市民病院

## 目 次

第1	概要等	1
第2	参加資格	2
第3	プロポーザル実施スケジュール	2
第4	質問の受付及び回答の公表	3
第5	プロポーザルへの参加申込・企画提案書提出	3
第6	審査及び選定の方法	4
第7	留意事項	6

## 第1 概要等

### 1 目的

北茨城市民病院（以下、「病院」という。）は、北茨城市民病院ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務（以下、「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定する。

### 2 委託業務

#### (1) 業務名

北茨城市民病院ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務

#### (2) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

リニューアル：契約締結日から令和7年3月31日まで

保守・運用管理：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

#### (4) 見積限度額

リニューアル：4,500,000円

保守・運用管理：3,600,000円（5年総額）

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

※ 上記を超過した金額の見積書を提出した場合は無効とする。

### 3 病院概要

(1) 診療科 内科、循環器内科、消化器内科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、小児科、泌尿器科、産婦人科、眼科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、麻酔科、放射線科

(2) 病床数 183床（一般病床137床、療養病床46床）

(3) 開設者 北茨城市長 豊田 稔

(4) 責任者 北茨城市民病院事業管理者 田淵 崇文

(5) 所在地 茨城県北茨城市関南町関本下1050番地

(6) 建物 鉄筋コンクリート造（一部PCaPC・免震構造）5階建（地下1階、地上4階）

(7) 事務局 北茨城市民病院 事務部総務課 施設用度係

〒319-1711 茨城県北茨城市関南町関本下1050番地

電話 0293-46-1121（内線2106）

FAX 0293-46-6526

電子メールアドレス by-soumu@city.kitaibaraki.lg.jp

### 4 委託契約の方法等

#### (1) 契約方法

随意契約

- (2) 契約の選定方法  
公募型プロポーザル方式
- (3) 上記方式を採用する理由  
現状の本業務の内容及び体制等にとられることなく、新たな視点から、より一層の患者サービスの向上等が図られるようなアイデア等を踏まえた企画提案を広く募ったうえで、それらを比較検討し契約相手方を選定するため。
- (4) 契約方法を随意契約とする根拠  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号

## 第2 参加資格

次の要件を全て満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定による入札参加の制限を受けていない者。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でない者。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でない者。
- 4 公租公課に未納がない者。
- 5 北茨城市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号又は同条第3号の規定に該当しない者。
- 6 令和5・6年度北茨城市物品調達及び委託業務等入札参加資格者名簿に登載されている者又は別に定める必要書類を提出し、本プロポーザルに参加を認められた者。
- 7 過去5年以内に一般病床150床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5で定義する「病院」。）において、CMSの導入を前提とするホームページの稼働実績があり、現在も保守・運用管理業務を継続して契約している実績がある者。

## 第3 プロポーザル実施スケジュール

内容	日程
公募開始	令和6年 9月 2日（月）
質問書受付期限	令和6年 9月11日（水）17時まで

質問回答期限	令和6年 9月13日（金）17時まで
参加申込書・企画提案書受付期限	令和6年 9月25日（水）17時まで（必着）
プレゼンテーション等の開催	令和6年10月 2日（水）（予定）
審査結果通知	最優秀提案者選定後速やかに通知
契約締結	令和6年10月中旬

## 第4 質問の受付及び回答の公表

### 1 提出方法

本プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、期限内に質問がある旨の電話連絡をしたうえで、質問書（様式第5号）をメールに添付して提出すること。なお、評価又は審査に係る質問は受け付けない。

### 2 提出期限

令和6年9月11日（水）17時まで

### 3 提出先

第1の3の（7）に同じ

### 4 回答

質問への回答は、競争上の地位その他の正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時病院のホームページ上で公表する。ただし、質問者は公表しない。

## 第5 プロポーザルへの参加申込・企画提案書提出

### 1 提出方法

次の書類を作成し、必要部数を揃えて期限までに郵送で提出すること。※持参不可

番号	名称（様式番号）	部数
1	参加申込書（様式第1号）	1
2	参加資格確認書（様式第2号）	1
3	会社概要書（様式第3号）	1
4	業務実績報告書（様式第4号）	1
5	企画提案書等提出届（様式第6号）	1
6	企画提案書 ※ 紙媒体で正本1部、副本6部（副本には会社名、会社印、代表者名、代表者印及び会社名を連想させるマーク等は記載しない）、電子媒体（CD-ROM等）で1部を提出（データ形式は、ワード、エクセル又PDF）。	左記 の部 数
7	見積書及び積算根拠（任意様式） ※ 記載した金額が第1の2の（4）に記載した見積限度額を超えた場合は本プロポーザルへの参加を無効とする。	1

8	工程表（任意様式） ※ 本業務の遂行スケジュールについて作成すること。	
---	--	--

## 2 提案内容

企画提案書は、仕様書の内容を踏まえ、別紙「北茨城市民病院ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」に従って作成すること。出来るだけ平易な表現（専門用語を使用する際には、注釈をつけること。）で分かりやすく具体的に作成すること。

## 3 提出期限

令和6年9月25日（水）17時まで（必着）

## 4 提出先

第1の3の（7）に同じ

※ 封筒等に「北茨城市民病院ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

※ 書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

## 5 参加資格の確認

病院は、提出された書類が本要領で定める参加資格に係る要件を満たしているかを確認し、その結果を参加申込者に通知する。

通知予定日 令和6年9月26日（木）付け文書

## 6 参加の辞退

参加申込の後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第7号）を下記へ提出すること。

### （1）提出期限

令和6年9月30日（月）17時まで

### （2）提出方法

月曜日から金曜日（ただし、祝日を除く。）の9時から17時までの間に、下記提出先に辞退する旨を電話連絡したうえで、当該様式をメールに添付して提出すること。ただし、押印済のものを添付すること。

### （3）提出先

第1の3の（7）に同じ

## 第6 審査及び選定の方法

### 1 審査委員

審査及び選定は、病院が別に定める委員を構成員とする「北茨城市民病院ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。

## 2 審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。審査の対象となる事業者には、別途通知する。

なお、参加事業者が5者以上の場合には、事務局で事前審査を実施し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う事業者を選定する。

### (1) 実施日時

令和6年10月2日(水)午後3時30分から

### (2) 審査場所

北茨城市民病院4会大会議室

### (3) プレゼンテーション及びヒアリング時間

持ち時間は1者40分(5分準備、20分説明、15分質疑応答)とする。

なお、プロジェクター、スクリーン及びマイク等の機材は病院が準備するものを使用し、その他必要な機材がある場合は、提案者が準備すること。

### (4) 実施方法

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとする。当日等に追加で資料等を配布することは一切認めない。

## 3 審査方法

審査委員会において企画提案書及びプレゼンテーションの内容について別紙「北茨城市民病院ホームページリニューアル及び保守・運用管理業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査し、本業務の受託者として最も適すると認められる者を最優秀提案者として選定する。

選定結果は、審査の対象となったすべての事業者に文書で通知する。電話での回答はしない。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

## 4 選定の取り消し

最優秀提案者となった者が、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当するに至った場合又は北茨城市物品調達及び委託業務等に係る指名希望業者資格審査要領第10条の規定による資格取消の処分を受けた場合は、最優秀提案者の選定を取り消すものとする。この場合は次点の優秀提案者を最優秀提案者とする。

## 5 委託契約の締結に係る基本事項

(1) 最優秀提案者と協議し、改めて見積書を徴した後に予定額の範囲内で契約を締結するものとする。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更についての協議を含むことがある。

(2) 最優秀提案者と協議が調わなかった場合は、次点の優秀提案者と協議する。

## 第7 留意事項

### 1 実施要領等の承諾

事業者は、参加申込書の提出をもって、本要領及び仕様書に記載された内容及び条件等をすべて承諾したものとみなす。

### 2 提出書類の取り扱い

- (1) 提出後の修正等は認めない。ただし、病院が内容に疑義等があると判断し、補正又は内容追加等（内容の補強は含まない。）を求めたときは、この限りではない。
- (2) 提出された書類（電子媒体を含む）は、選定を行う作業に必要な範囲において、病院が複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類（電子媒体を含む）は返却しない。

### 3 費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

### 4 無効となる参加申込書、提案書等

参加申込書、提案書等が次の条件の一つ以上該当する場合は無効とする。

- (1) 提出の方法や提出された日等が、本要領の定めと合致しないもの。
- (2) 本要領で指定する様式以外を使用したもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 見積書に記載した金額が第1の2の(4)に記載した見積限度額を超えているもの。

### 5 複数提案の禁止

事業者は、複数の提案を行うことはできない。

### 6 秘密の保持

参加者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。

### 7 営業活動の禁止

事業者は、公募開始の日から最優秀提案者等の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び病院職員に対して営業活動を行うことはできない。